

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（令和5年度）

派遣元事業主：公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会

実施事業所	1.派遣労働者の数 (人)(R6.6.1現在)	2.派遣先の数 (件)	3.派遣料金の平均額 (円)	4.派遣労働者の賃金 の平均額(円)	5.マージン率	6.教育 訓練
奈良市	248	61	10,785	8,628	20.0%	○
大和高田市	41	10	10,368	8,380	19.2%	
大和郡山市	99	25	10,225	8,303	18.8%	
天理市	20	8	10,247	8,354	18.5%	*
生駒市	33	6	10,942	8,550	21.9%	*
斑鳩町	17	8	10,106	8,021	20.6%	
広陵町	24	4	9,714	7,652	21.2%	*
宇陀市	20	7	10,646	8,364	21.4%	
磯城郡	89	30	10,278	8,119	21.0%	
橿原市	50	18	10,135	8,019	20.9%	
五條市	14	8	9,711	7,538	22.4%	*
上牧町	69	12	10,112	8,195	19.0%	*
王寺町	9	4	11,746	9,921	15.5%	*
香芝市	58	14	10,010	7,956	20.5%	○
桜井市	31	10	9,974	7,741	22.4%	*
河合町	10	2	9,617	7,397	23.1%	
御所市	13	7	9,889	7,555	23.6%	
葛城市	37	7	9,896	7,555	23.7%	*
三郷町	1	4	10,329	8,598	16.8%	
大淀町	14	6	10,535	8,174	22.4%	
平群町	5	4	10,620	8,631	18.7%	
吉野町	0	0	0	0	0.0%	—
協議会	0	0	0	0	0.0%	—

※1 「派遣料金の平均額」、「派遣労働者の賃金の平均額」は、1日8時間当たりの額

※2 マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 (小数第2位四捨五入)

6.教育訓練に関する事項

入職時研修(派遣のしくみ、安全就業等/全事業所)、基礎研修(*印)、安全衛生教育(○印)

7.キャリア・コンサルティングの相談窓口

各実施事業所に設置しています

8.福利厚生に関する事項

労災保険：適用あり

雇用保険、健康保険、厚生年金：原則適用なし(ただし、加入要件を満たす場合は適用あり)

有給休暇：法定どおり

9.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無

労使協定は締結していない